マイカー共済掛金見積依頼書（FAX送信先：03-6809-1093）

1. 必ず記入してください。

（フリガナ） お名前		団体名			掛金の支払方法
		連絡先（電話番号）			
		団体番号（市民協本部記入）			月払　年払
保険会社名 （共済組合名）	現在ご加入の自動車保険（共済）があればご記入ください。	補償開始日	平成　年　月　日	等級	等級
		保険満期日	平成　年　月　日	保険事故の有無	有　無
		契約期間	通常契約（1年間）・短期契約	見積時期	満期更新時の見積もり　中途加入時の見積もり

2. お車の情報を記入してください。なお、車検証のコピーを付帯される場合は、記入の必要はありません。

ナンバー	かな	排気量	車種（該当する□にレをつけてください。）
初度登録年月	車検証・保険証券（共済証書）等でご確認ください。 昭和　平成　年　月	・　ℓ	□ 排気量1.50ℓ以下の普通・小型乗用車 □ 排気量1.51ℓ～2.50ℓの普通・小型乗用車 □ 排気量2.51ℓ以上の普通・小型乗用車 □ 排気量2.51ℓ以上のディーゼル車で小型乗用車 □ 軽四輪乗用車 □ 軽四輪貨物車 □ 小型貨物車 □ 普通貨物車（最大積載量2t以下）0.5t超は車両は付帯できません。 □ キャンピング車（車両損害補償は付帯できません。）

メーカー 例：トヨタ		車名 例：フィット		型式 例：RD1	車検証・保険証券（共済証書）等でご確認ください。

3. 該当・ご希望される割引・特約の□をチェック（レ）してください。

運転者年齢条件 拡大
運転者の年齢で、掛金を割り引きます。
□ 年齢を問わず補償　□ 26歳以上　□ 30歳以上　□ 21歳以上　□ 35歳以上

子供特約
お子さま専用の年齢条件を設定できます。
□ 年齢を問わず補償　□ 26歳以上　□ 21歳以上　□ 30歳以上

□ **運転者家族限定割引5%割引**
お車を運転される方をご家族に限定する場合に、基本補償・車両補償の掛金を割り引きます。

□ **ABS装着者割引 5%割引**
アンチロックブレーキシステム（ABS）装着車の場合に、基本補償の掛金を割り引きます。

□ **ハイブリッド車割引 5%割引**
お車が全労済所定の基準を満たす低公害車の場合に、基本補償・車両補償の掛金を割り引きます。

□ **福祉車両割引 5%割引**
お車が福祉車両で消費税非課税の対象である場合に、基本補償・車両補償の掛金を割り引きます。

□ **盗難防止装置装備車割引5%割引**
全労済が認める盗難防止装置を装備している場合は、車両補償の掛金を割り引きます。

□ **複数契約割引 3%割引**
共済契約者を同一とするマイカー共済の契約が2台以上ある場合に、基本補償・車両補償の掛金を割り引きます。

□ **セカンドカー割引**
2台目以降は16%割引
1台目（損保も可）の無事故割引等級が11等級以上の場合は、7等級（16%割引）の掛金が適用されます。

□ **新車割引**
9%割引（基本補償・車両補償）
契約開始日がお車（普通・小型乗用車）の初度登録年月の翌月から25ヵ月以内の場合に適用されます。

□ **搭乗者傷害家族限定補償型 10%割引**
ご契約者のご家族（主たる被共済者、配偶者、それぞれの同居の親族、別居の未婚の子）に搭乗者傷害の補償を限定する場合に、搭乗者傷害特約の掛金を割り引きます。

□ **人身傷害補償・被共済自動車搭乗中のみ補償特約**
15%割引（四輪の場合）
被共済自動車に搭乗中の事故のみに補償を限定する場合に、人身傷害補償の掛金を割り引きます。

さらにプラスすると安心

□ **交通事故危険補償特約** NEW
電車や飛行機に乗っているときや、道路通行中の落下物などによるけがなど、自動車（二輪・原付を含む）以外の「交通事故」による損害も補償します。ご本人とその家族が事故に遭った場合、損害額を補償します。人身傷害補償（5,000万円）付帯時の掛金になります。
※人身傷害補償を付帯されている場合に人身傷害補償の補償額と同額で付帯することができます。

□ **自転車賠償責任補償特約** 拡大
自転車事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに1事故につき最高5,000万円を限度に共済金をお支払いします。ご家族全員の自転車が対象となります。

□ **弁護士費用等補償特約** 拡大
自動車、自転車・交通乗用具の事故によって被害を受けた時に、相手への損害賠償請求の交渉を弁護士へ依頼する際の費用や訴訟にかかわる費用を最高300万円まで、さらに事前の法律相談料は別枠で10万円まで補償します。

□ **マイバイク特約**
対人賠償：無制限　対物賠償：1,000万円
自損事故傷害：1,500万円
「ミニバイク（総排気量125cc以下の原付自転車）」を対象とし、ご家族全員のミニバイク事故を補償します。

※ご加入の際は、車検証・現在ご加入の保険証券（共済証書）が必要となります。

新しく組合員になられる方へ（出資金について）

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければなたでも都道府県生協の組合員になることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資（1,000円以上）をお願いしています。（出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です）。出資金は、加入される共済の掛金払込方法に応じて下記の取り扱いとさせていただきます。なお、すべてのご契約を解約された場合、または共済契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、2年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

掛金の払込方法－月払い・年払いの場合ともに1,000円（1回のみ）

信用リスクについて

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください）。

保障のことなら 全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。すでに組合員は全国で1390万人。出資金をお支払いいただいて各都道府県生協の組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

全労済は全国で環境保全活動に取り組んでいます。

古紙パルプ配合率70%再生紙を使用。

アメリカ大豆協会認定の大豆油インクを使用しています

市民協受付印

サポートセンター受付印

全労済受付印

見積依頼者 ↓ 市民福祉団体全国協議会 ↓ マイカー共済掛金見積サポートセンター ↓ 全労済県本部

90c07A216(2008.2.1,100 MY)